

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
東北方面隊におけるSNS・HP等 運用教育及び検証	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和7月 4月11日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	東北方面総監部人事部募集課	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東北方面隊におけるSNS・HP等運用教育及び検証（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

自衛官募集に係る社会（特にターゲット層）の認知の現状を踏まえつつ、自衛官という職業の認知が出来るような視点から、東北方面総監部、各地方協力本部（以下，“各地本”という。）の現状を考慮し民間雇用情勢、SNS事情等を踏まえSNS・HP運用教育及び検証を行うこと。その際に係る契約の相手方に発生する経費は、契約の相手方負担とする。

3.1.1 ターゲット層

ターゲット層は次のとおりとする。

- a) 自衛官採用種目における募集対象者
- b) 募集対象者の保護者や学校職員等、その意思決定に影響を及ぼす者

3.2 SNS・HP等運用教育及び検証

SNS・HP運用教育及び検証は、次の事項により実施する。

3.2.1 SNS・HP運用教育

SNS・HP運用教育は、表-1のとおりとする。

なお、細部は、東北方面総監部人事部募集課（以下，“総監部募集課”という。）との調整による。

表－１ 教育計画

回次	時期	実施内容	所要時間	方式	実施場所	対象者
1	5月	・SNS運用基礎 ・YouTube企画構成 ・ライティング基礎 ・サイネージの活用方法 ・SNS・HP分析要領	120分	対面 オンライン 併用	仙台駐屯地	・地本広報班長 ・地本本部SNS・HP運用担当者 ・その他、広報関係者
2	5月	・サイネージの活用方法 ・SNS運用知識 ・SNSタイムライン制作技術	30分	対面 オンライン 併用	仙台駐屯地	・地本出張所長 ・地本地域事務所長 ・地本募集案内所長
3	7月	・SNS運用知識 ・各SNSの特徴と運用方法（X・Instagram・Facebook・YouTube）	30分	対面 オンライン 併用	仙台駐屯地	8月に着任予定の ・地本地域事務所長等 ・地本広報官等
4	7月	・各SNS・HP等の講評、助言 ・YouTube動画制作の課題	90分	オンライン	在所	・地本広報班長 ・地本本部SNS・HP運用担当者 ・その他、広報関係者
5	9月	・各SNS・HP等の講評、助言 ・YouTube動画制作の課題	90分	オンライン	在所	・地本広報班長 ・地本本部SNS・HP運用担当者 ・その他、広報関係者
6	2月	・SNS運用知識 ・各SNSの特徴と運用方法（X・Instagram・Facebook・YouTube）	30分	対面 オンライン 併用	仙台駐屯地	3月に着任予定の ・地本地域事務所長等 ・地本広報官等

3.2.1.1 教育従事者

教育従事者は、この仕様書に基づき教育を実施する者であり、契約の相手方は、次の要件を満たす者を教育に従事させる。

- a) 3.2.1に示す教育を実施するに十分な能力・技術があると認められること。
- b) 日本国籍を有し、身分が明確であること。
- c) 心身ともに健全であり、この教育に起因し、または関連して、犯罪、非社会的行為または自衛隊の業務を妨げる行為をしないこと。
- d) 努めて仙台駐屯地近傍からの教育従事者であること。

3.2.1.2 教育資料等

a) 現地教育を除き教育資料は、配布用資料（PDF形式）と表示用資料（Microsoft PowerPoint 2016で動作可能なデータ）を作成することを基本とし、教育実施日の閉庁日を除き1ヶ月前までに官側と打ち合わせ実施、その内容を教育実施日の閉庁日を除き1週間までに、データにて官側へ提出し、承認を受けるものとする。ただし、配布用資料と表示用資料が同一である場合は、表示用資料のみを提

出するので差し支えない。

b) 現地教育実施要領は、最初に実施する現地教育実施日の閉庁日を除き1ヶ月前までに官側と打ち合わせ実施、その内容を現地教育実施日の閉庁日を除き1週間前までに、適宜の様式において官側へ提出し承認を受けるものとする。

3.2.1.3 オンライン教育の配信媒体

現地教育を除き教育は配信できるものとし、配信媒体については、総監部募集課と調整により決定すること。

3.2.1.4 ヘルプディスクの設置

契約の相手方は、被教育者への教育定着を図るため、初回の教育実施月の翌月1日から令和7年12月20日（令和7年8月9日から同年同月17日の間を除く。）の間、合算で月10時間程度のヘルプディスクを設置する。細部は、総監部募集課との調整による。

3.2.1.5 教育終了後の措置事項

a) 教育終了後については、教育成果を確認するとともに、教育による被教育者の理解度を評価し、適宜の様式にてレポートを提出すること。

d) 教育をオンラインで配信した日から2週間以内に動画データとしてWindows MediaPlayerにて再生可能データにて官側へ納品にする。納品方法は、総監部募集課との調整による。

3.2.2 SNS現状検証

各地本のSNSの現状（情報発信に関する動向等）検証し、今後の部外広報において考慮すべき事項等の民間の視点から評価を行う。

3.2.2.1 検証対象

SNS投稿等に関する参考資料

3.2.2.2 検証期間

契約締結日～令和8年1月31日

3.2.2.3 検証要領

各地本SNSから、アナリティクスデータを評価し、民間雇用情勢、SNS事情等を踏まえ各地本のSNS運用状況を見直し、次年度の発信すべき内容等方向性の自己分析を行う為の教育内容と結果方針を提出する。細部は、総監部募集課との調整による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 調整等

a) 契約の相手方は、実施計画書を提出後速やかに、総監部募集課の指定する場所にて工程会議を行うものとする。

b) 本役務において疑義が生じた場合、若しくは仕様書に定めがない事項については、契約額の範囲内で、その都度、総監部募集課及び契約の相手方で協議するものとする。

なお、契約の相手方は、準備期間及び実施期間において総監部募集課に対する連絡・確認に努めるものとする。

c) 本役務の実施間、毎月1回を基準として業務の進捗を官側に報告するものとし、毎四半期最終週を基準として成果を報告すること。

5.2 提出書類等

提出書類等は表－3とする。

表－3 提出書類等

番号	提出書類等	形態	数量	時期	提出先
1	実施計画書（作業工程表）	A4	1式	契約締結後速やかに	東 北 方 面 総 監 部
2	役務従事者名簿	A4	1式		
3	各教育資料	データ	1式	教育実施日の1週間前	
4	各教育成果資料	A4	1式	教育実施後速やかに	
5	各教育記録（動画）	データ	1式	配信した日から2週間以内	
6	SNS改善中間報告書	A4	1式	令和7年11月	
7	SNS改善提案書	A4	1式	令和8年2月	

5.3 無償貸付品及び官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の5によるものとし、官側が必要と認められたものについて受けることができる。

5.4 秘密保全・個人情報保護

- a) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- b) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5.5 著作権その他の権利

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことや使用権に関する制約が存在しないことを確認するものとする。
- b) 本役務履行によって制作された著作物に関する著作権は官側に帰属するものとする。また、契約の相手側は提出書類等に関する著作権者人格権を行使しないものとする。なお、官側は、提出書類等から自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- c) 前項に関わらず、提出書類等に含まれるものの内、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
- d) 著名人の使用に関する肖像権は、採用広報動画などは、放映開始日から次年度末日まで使用できるものとし、細部は官側との調整による。
- e) 契約の相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合は、官側と協議するものとする。なお、協議において取り決めを行った場合は、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。

5.6 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

5.7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。